

令和元年度 第2回四條畷市 いじめ問題対策連絡協議会 議事 要録

日 時	令和元年 12 月 19 日 (木) 午前 10 時～
場 所	四條畷市役所本館 3 階 委員会室

(出席者) 小寺会長・芝田副会長・船木委員(細谷委員の代理)・竹内委員・中村委員・山崎委員  
・喜多委員・上村委員・中西委員・上井委員・阪本委員(順不同)  
(欠席者) 辰巳委員

## 1. 開会

事務局：(会議成立要件の報告)

資料の確認

資料 1 委員名簿

資料 2 平成 30 年度いじめの認知件数について

資料 3 小中学校における携帯電話等の取扱いに関するガイドライン(案)

## 2. 議事

会 長：案件 1「市内小中学校におけるいじめ問題の状況と課題について」事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：説明

- ・平成 30 年度いじめの認知件数確定値の報告、解消について
- ・現状について教育委員会から説明  
いじめの認知における数字が上がっていることに関して、嫌な思いをしたことに対しての積極的認知が広まっていると認識。
- ・令和元年度 1 学期のいじめの認知件数報告
- ・いじめ発見のきっかけについて(アンケート、保護者、友だちから等)
- ・アンケートの書式変更の検討

会 長：この案件に関しまして、委員の皆さん何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

喜多委員：速報値として、令和元年度の 1 学期の状況をお伝えいただきましたが、資料 2 の数字において、小学校 4 年と小学校 5 年が平成 30 年度においては、突出していることがわかります。1 年後の、小学校 5 年と小学校 6 年が令和元年度の 1 学期の終了段階でも多い傾向にあるのでしょうか。

事務局：おっしゃるとおり、平成 30 年度の小学校 4 年と小学校 5 年の数字が多い傾向については、今年度、1 つ上の学年になり、変わりがないものと考えております。

山崎委員：今お話に出ました小学校 4 年と小学校 5 年の子どもさんについて、すごく学校が荒れている、悪い子がいるというような実状はあるのでしょうか。

事務局：荒れているということではないと考えております。他の学年と比べるとこの学年だけ突出している部分はあります。成長過程で捉えると、小学校 4 年と小学校 5 年の年齢は、今、課

題となっている中1ギャップのように、中学年から高学年になるにあたっての段差を感じているところでございます。

山崎委員：小学校4年と小学校5年の人数については、学校校区によって集中しているということはあるのでしょうか。それから、もう1点、先ほどすべて解消されたというお話でしたが、教職員と保護者の話し合いなど、どのように対応されたのかを教えてくださいませんか。

事務局：まず、校区によるのかという点につきまして、学校間における認知の差はございます。そこにつきましては、同じ意識で、しっかりと見ていくようにと指示をしているものの、まだ浸透してない部分があり、そこは課題だと考えております。

解消につきましては、3ヶ月間見て、同じ状態が続いていないことを確認します。その子が同じ心的な負担を抱えていないことを見る必要があるとガイドラインで示されています。3ヶ月経ち、子ども、保護者、学校に丁寧に聞き取ることで、もう大丈夫だと確認したうえで、解消とさせていただきます。

会長：他にご意見はございませんか。無いようですので、次の案件に移ります。

案件 2「小中学校における携帯電話等の取扱いに関するガイドライン（案）」について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：説明

- ・小中学校における携帯電話等の取扱いに関するガイドライン（案）

- ・昨年度3月に大阪府がガイドラインを示した。

昨年の大阪北部地震を受け、登下校の安心安全の確保のために持ち込み禁止を解除する方針が出された。各市の方針を今年度中に示すことになっている。

- ・学校、PTA、青少年指導員等の意見を受けながら教育委員会でまとめた。

会長：この案件に関しまして、委員の皆さん何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

喜多委員：運用を始めるにあたって、児童・生徒や保護者からのニーズはかなりあるものなのですか。

事務局：現状として、中学校では、数件から多くて10件程度、保護者と学校の間で話をして携帯電話を預かっていることがあると聞いています。小学校については、保護者から預かっている場合もあれば、保護者が何も言わずにかばんの中に入れていたような状況があります。正確な数字は把握できていない状況であります。

喜多委員：預かっている部分については、基本的には防災・防犯上の理由で持ち込まれているという認識で良いですか。

事務局：防災・防犯というよりは、学校が終わってすぐに塾に行かなければいけないというような理由が多いと聞いております。

喜多委員：ガイドラインの運用を始めた場合は、基本的には防災・防犯の部分で使うために持ち込むということなので、例えば、学校が終わってから塾があるという理由であれば、申請が出されても却下されるという認識でしょうか。

事務局：今まではこの同意確認書を使わずに、学校独自で預かっている状態です。今回、申請をしていただくにあたり、申請理由を書いてもらうこととなりますが、委員がおっしゃったように、防災・防犯を趣旨にしていますが、現在受け入れをしていることもありますので、断ることは難しいのかなと考えます。またそこについては学校と保護者で、協議をしてい

ただくことになると思います。

喜多委員：運用上はそのように運用せざるを得ないことになるとは思いますが、このガイドラインは保護者にもお渡しするのかと思います。お渡しすると仮定した場合、4番の「保護者の皆様へ」の欄で、「携帯電話等を登下校中に持つ目的は、防災、防犯に限定する」と書いてしまうと、書いていないことを容認してしまうことになるのではないのでしょうか。「学校側と協議し、学校長が認めるその他やむを得ない事情であれば、持ち込むことができる」というような内容を入れておかないと、書いてあることと運用が異なってくる可能性があると思います。

山崎委員：防災、防犯に限定すると言いましても、書類提出だけで学校に携帯電話を持ってきて、子どもが使い方をちゃんと守るのか、教職員がそれをチェックできるかという問題もあるのではないのでしょうか。現状、子どもたちが放課後、どこかに集まって携帯でお互いに連絡している姿を見かけることがあります。ガイドラインを作って、子ども、保護者と学校が連携できて、防災、防犯に限定することは、夢のような話だと思います。子どもたちは小さいときから、携帯電話に慣れ親しんでいるので、それを防災や危険なときだけ使うということは、無理があるのではないかなというのが私の意見です。教職員の間でどのように対処するつもりでおられるのかを聞きたいと思います。

事務局：おっしゃるように、子どもたちの携帯電話所持率はかなり高い状況です。小学校は約5割、中学校は約8割というような現状がある中で、現状として勝手に持ってくることも、学校は認識しています。持ってきていることが発覚した場合については、しっかりと学校で指導をし、保護者を介して返却するような指導を、繰り返していると聞いています。ガイドラインは、府が防災、防犯の観点から示した内容に沿って作成しています。本市としては携帯電話の持ち込みは必要ないという基本スタンスがあります。今回、このような同意確認書により申請することによって、持ち込みをさせることへのハードルが上がるのではないかという意図もあります。ただ、勝手に持ち込むことについては防ぎようがない部分がありますので、そこは学校でその都度、指導にあたることになると思います。

阪本委員：ガイドラインの3番に、「子どもに携帯電話等を持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って保護者が判断するものです。」とあります。持ち込みは申請をしてもらうということですが、保護者が必要と判断したら持たせても良いと受けとめられないかなと思います。学校での運用と登下校時の運用について、もう少しその保護者との責任のところに、具体的に明記すれば良いかなと思いますがいかがでしょうか。

喜多委員：ガイドラインの3番の「持たせること」とは、学校に持ってくるという意味ではなく、子どもが携帯電話を持つという広い意味で、責任を保護者に求めているように捉えていますかどうか。

事務局：府から出たガイドラインを基に本市の方針を1ページで示しながら、喜多委員がおっしゃったように、3番については、携帯を持たせることを学校がお願いしているわけではないので、保護者が持たせるにあたって責任を持ってくださいという内容を示しています。まず、保護者の責任のもとでということを示し、その上で、持ち込みについて説明をする形の構成にしています。阪本委員がおっしゃられた内容についてもしっかりと考えていきたいと思っています。3番は文章が短く、わかりにくい部分があったかと思いますが、もう一

度検討させていただけたらと思っております。

中村委員：携帯電話の破損や紛失について、この同意書をもっている人たちには通用すると思いますが、勝手に持ってきた場合のことも書いておいた方が良いのではないのでしょうか。現状として、学校の先生に知らせずにかばんに入れている子どもは結構多いと思います。破損や紛失があった場合にどうするということが、このガイドラインには含まれていないので、そのような場合には、学校は責任を取らないという文章を入れておく方がトラブルになりにくいのではないかと思います。

事務局：今回のガイドラインについては携帯電話の持ち込みを保護者が申請して、この同意確認書に基づいて持ってくるということですが、勝手に持ってきた場合には、その責任の所在については載せていない状況です。ガイドラインとは別の方法で、持ち込み禁止だということを、学校から発信するような方法を考えています。

先ほど、周知の話がありましたが、こちらも学校と協議をしている段階ですが、現状では、ガイドラインを保護者全員に印刷して配ることは現実的ではないと思っています。市のホームページに掲載する方向で考えております。保護者には、「四條畷市のガイドラインが決定したので、詳しくは市のホームページをご覧ください」というように各学校だより等でお知らせをするとともに、基本方針を載せることになると思います。また、教育委員会としても保護者にどう発信するかについては、検討していきます。

喜多委員：提案ですが、ガイドラインを全員に配る必要はないと思いますが、流れとして保護者から学校側に、確認書をくださいと申し出があると思います。その申し出のあった人にはガイドラインを印刷したものを渡しても良いのかなというイメージはあります。

事務局：ありがとうございます。検討いたします。

会 長：他にご意見やご質問はございませんか。

中西委員：ガイドラインの開始時期について、今後修正を加えられると思いますが、いつ頃を考えていらっしゃいますか。来年度からというようなイメージでしょうか。

事務局：教育委員会の定例会に、12月の案件として提出させていただいております。このガイドライン自体についての決定は、12月25日を予定しております。周知につきましては、学校とやりとりをしながら、3学期には、試行期間のような形でスタートすることを検討しています。2月頃に学校のおたより等に載せることができれば良いなど、案として持っている状態です。

中村委員：今、関西電力さん等が、子どもの見守りのGPSを扱っておられますが、それについても、申請してもらって、学校に入ったら預かってもらうような方法を取られることは検討されていますか。ガイドラインには、GPS機能のみを搭載しているものという記載がありますので、それも含まれるのでしょうか。関西電力さんの物であれば、預けずにそのまま持っていて良いような気はしますが、もしも帰りに引き取り忘れてそのまま帰った時に事故が起きるとどうするのかという問題が出てきます。この部分についても吟味していただいた方が良いのかなと思います。

事務局：現状で、学校で使用している関西電力さんの「OTTADE!(オッタデ)」は、希望者に配布していますが、GPS機能は有しておりません。そのため、学校が預かることはありません。GPS機能がついている物があるということですが、その配布についてはまだ検討していな

い状況です。

会長：他にご意見等はございませんか。無いようですので、続きまして、案件3の「各主体によるいじめ対策の取組みについて」に移ります。ご出席の皆さんのそれぞれの主体で行っておられる取組みについてご紹介ください。いじめ防止基本方針には、「市職員や地域住民がいじめの相談を受けた場合は、学校や教育相談室への通報その他適切な措置を取るものとする」とされていますので、そのような相談実績があれば、併せて教えていただければと思います。

副会長：小中学校生活指導研究協議会では、携帯電話について、全市で検討をしていこうということで、使い方や所持率等についてのアンケートを行い、その内容を市の小中学校で共有し、学校の指導に生かしています。携帯電話の使用を小学生は夜9時まで、中学生は夜10時までという「10（てん）まで運動」の取組みを市で行っており、アンケート資料を集めて、パンフレットを市の教育委員会と一緒に作成して、生徒・児童へ毎年配布しています。

いじめ問題についての取組みとしては、各学校の状況を情報交換することによって、同じような事案を繰り返させないよう、月1回会議を行っています。学校においては、各学校でいじめ防止基本方針をホームページに掲載しています。いじめの認知の方法が変更になったことを確認する等、基本方針について、全職員がしっかりと把握して対応を誤らないように研修を行っています。

私の学校では、どこの学校も同じだと思いますが、月1回子どもをサポートする委員会をもち、個別に、抱え込まないような状況を作り、チームで対応していけるような取り組みを進めています。

また、先ほどお話にありました学期に1回行っているアンケートについてですが、アンケートの内容や、どのように把握していくか、1年生から6年生までの捉え方の違い、うまく吸い上げる方法はないか等を、学校の中の生活指導部で検討しています。

船木委員：四條畷警察では、今年いじめを起因とする事件で、犯人を検挙・補導した事案はありませんでした。ただ、保護者から子どもがいじめられているというようなことで申告を受けることは、何件かあり、それは相談という形で受理しております。内容によっては、その相手と保護者を警察署に呼び出して話を聞くこともしておりますが、ほとんどの場合が事件には至りません。

未然防止の点から、少年係では非行防止教室を小学校6年生と中学生を対象に行っていますが、今年は四條畷市内の公立小学校中学校を全校回らせていただきました。1時限を利用させていただき小学校45分、中学校50分の時間の中で、非行防止や被害防止のことをまとめてお話しています。そこで、暴力はいけない、当然いじめは駄目だというお話もさせていただいております。法律の話や、過去にあったいろんな事件の話をする、子どもたちは真剣に聞いてくれます。真剣に捉えてもらえれば、いじめは減るのかなと思っています。

最後に、携帯電話について、学校へ持ち込む、持ち込まないということについては、色々な意見があるでしょうが、時代の流れもあり、持つことが当たり前になってきていると思います。その中で、携帯電話を持っていてよかったという事例もあります。

大阪市内の小学校6年生が栃木県で発見された事件について、男性が未成年者誘拐で捕まりました。全国で、同様の事案がたくさん発生しています。子どもがいなくなったと行方不明届を受けて探すと、知らない人や、インターネットで知り合った人の家で見つかることがあります。携帯電話の位置探査で見つかることもあります。携帯の持ち主や保護者が携帯電話会社に行くと、GPSで携帯電話の場所を調べてくれます。警察でも行方不明届を受けるとピンポイントではありませんが調べてくれます。

家出をした他市の女の子がオンラインゲームで仲良くなった四條畷市の50代男性の家にいた事案があります。家出をして泊めてほしいと女の子が頼みました。探していた母親が女の子の携帯電話を介して男性と話をする、「女の子を連れて行きます」となり、警察も一緒に行き保護しました。新聞にも載りましたが、男性は未成年者誘拐で捕まりました。この話だけを聞くと、男性がかわいそうと思うかもしれませんが、後で調べると他の子どもも家に泊めて、裸の写真を撮るなどわいせつな行為をしていたようです。やはり危険性が高いです。携帯電話を持っている子どもは、探しやすいのかなと思う部分があります。

竹内委員：子ども家庭センターでは、いじめについての相談を扱うことは少なく、いじめに関連するとなると、もっと重篤な性加害、性被害の事案があります。警察が取り扱う、あるいは学校からご相談に繋がるなどして、加害の子どもや、被害を受けた子どもに関わります。加害の子どもには、なぜそういうことが起きているのかを様々な角度からアセスメントして再発防止のための指導をしていきます。

いじめの被害、加害で、警察へ被害届が出るなどした際に、子ども家庭センターが通告を受けて指導をするような事案は、私が把握する中で今年度はありません。

学校でいじめとして取り扱っておられるかどうかわかりませんが、児童間のトラブルでは、性加害、性被害が最近増えていると感じます。例えば中学生が小学生に対してなど、低年齢、学校を越えて起きている事案があります。携帯電話もそうですが、子どもたちがいろんな情報に触れる機会が多い世の中ですので、大人が思っている以上に危険な情報に晒されている状況に置かれています。警察の方から、携帯電話が探しやすいメリットをもつというお話がありましたが、おそらく、スマートフォンを持っている子どもが、オンラインゲームで危ない大人と繋がってしまう、あるいは交友関係がどんどん広がり、リスクが高まっているのでしょう。保護者と話をしても子どもの交友関係がよくわからないなど、大人がついていけなくなっている話を聞きます。私どもも関わった子どもに関しては、精一杯、支援・指導をしているところではありますが、地域の関係機関の皆様にご助けをいただきながら、連携しながら、より良い支援をしていきたいと思っております。

中村委員：青少年指導員として、小学校と連携しながら、参観日の後に屋台村という模擬店を開催するのですが、そこでラーメン屋さんをして参加しています。もう一つは青少年指導員と連携を取っているのが、ライフセーバーズ（子ども見守り隊）です。学校に携帯電話を持ち込むよりも効果があると思いますが、ライフセーバーズや青少年指導員が交差点ごとに立って、子どもたちに挨拶し、登下校を見守っています。また、青パトが2台あります。田原地区で2台の車が登下校の時間帯にパトロールをしています。事故をできるだけ防ぐように取り組んでいます。ライフセーバーズ、青少年指導員はなるべく若い人に参加し

てもらえるように若返りを図っています。若い保護者は子どもがまだ小さいので、子どもたちに必要な情報を吸い上げやすいこともありますので、募集を募って、運転してくれる人たちも、たくさん集められるように去年ぐらいから頑張っています。

2月29日土曜日の午後2時から市民総合センターの市民ホールで、辻由起子さんという講師の方を呼んで講演会を行います。茨木市出身のシングルマザーの方で、子育てについて勉強されていて、実際に体験されたことをお話していただきます。すごく面白くて、よくわかる内容ですので、保護者の方をはじめ、多くの方に参加していただくと良いなと思っています。

山崎委員：民生委員児童委員協議会では、子どもについては、主任児童委員が中心に、各学校区の問題を共有しています。昨日、主任児童委員会議があり、いろんな問題を持っている家庭の話の聞きました。いじめというよりも家庭の問題で保護者の様々な精神的な問題があり、子どもが登校しにくい、不登校になっているケースがあるということです。

来年度、四條畷小学校と東小学校が統合します。その校区の主任児童委員から、校区が統合することによって、学校やPTAの考え方の違いなどがあり、その中でいじめのような問題が起きないかという心配があるという話が出ました。主任児童委員や教職員の方々など、皆さんの協力があって、スムーズにいくとは思いますが気になる部分ではありません。

スマートフォンに関して私見ですが、私の親戚に子どもが生まれたのでお祝いに行くと、1歳になる子どもが、スマートフォンで遊んでいました。今話していた小中学校の問題以前の問題だなと感じました。親がすでにスマートフォン世代で、子どもに抵抗なく触らせる時代です。学校で規制する、災害時だけ使うというような話は現実に即していないのではないかと感じてしまいます。

喜多委員：秘書政策課です。先日、新聞で気になったのですが、今年大手企業に入った新入社員さんがいわゆるパワハラを受けて、自殺したという内容の記事がありました。内容を見るとどう考えてもいじめです。先ほど、四條畷小学校と東小学校の統合の話がありましたが、子どもだけではなく、保護者やPTAの考え方や、学校の先生にしても、統合によるハレーションが起こる可能性があるところご指摘いただいた中で、この会議において市の教育委員会を中心に、小中学校のいじめの撲滅をめざしているのですけども、やはり若い段階でいじめは絶対いけないものだと徹底していかないと、大人になってもいじめに関する知識がない、いじめを悪いと思っていない感覚でいる人間が多数いれば、その人たちが親になって家庭教育をしていく中で、いじめの連鎖は断ち切れないのかなと思いました。そういう意味では、小中学校の間に、いじめは本当にしてはいけないことだということをきちんと指導していくことの重要性を考えさせられました。

上村委員：人権・市民相談課では、人権相談、法律相談、人権擁護委員さんの相談業務を担当しています。人権相談は、人権協会に相談員さんを委託しておりまして、各相談を受けます。その中には保護者から子どものいじめについての相談があります。小中学校の子どもについては教育委員会に状況を伝え、連携を取っています。小中の話ではありませんが、子どもから虐待の相談もありました。その場合には関係機関と連携を取りながら話をしていきます。親が気持ちの中で病んでおられたりすると、子どもに影響している場合があります。

す。

中西委員：子ども政策課です。保育所や認定こども園におけるいじめの話はまだありませんが、例えば卒園児さんやその保護者から、いじめの相談を受ける可能性はあります。その他では、保幼小中（保育所、幼稚園、こども園等と小・中学校）の連携を現在深めており、それぞれの学校園に担当職員を配置し、研修を行うなどしながら、就学前施設と小学校、中学校の段差をなくす取り組みを進めています。

上井委員：教育委員会の学校教育課です。関係機関や庁内の関係部局の皆様からのお話を伺い、改めて、市内の小中学校の子どもたちが様々なところで見守られ、支えていただいているのだと感じ、感謝しております。学校教育課としましては、直接いじめに関わることとしては、未然防止の取り組みを授業の中や、外部の講師を招いて学んでいることを、学校から報告を受けています。いじめに関しては未然防止、早期発見、早期対応、この3つが必須だと考えております。その中で特に早期発見については、教師がアンテナを高く張り、「もしかして、今日何かあったのかなあ」と気づいたときに声かけが行われると良いと思います。あるいは子どもたちから、先生に「ちょっと相談があるんだ」というような良好な関係が築ければと思っております。早期対応に関しましては、いじめが実際に起こった時には、より速やかに適切な対応がとれるように、先生方にはお願いをしているところです。今のような3点に関しましては教育委員会としましても、学校の管理職やコーディネーター役の先生方に対する研修をシリーズ形式で行っています。先ほど芝田校長先生からお話がありましたように、教育委員会からもリーフレットという形で、スマートフォンの所持、使い方についての周知をしている状況です。学期に1回のアンケートでいじめに関する吸い上げをしていますがそのアンケートで、本当にいじめで悩んでいる子どもが気持ちや表現できるかという観点から、指導・助言を受けています。アンケートの中身に関しても、学校と連携を取りながら、子どもたちが、内面を表現できるようなものに今後も改善していかないといけないなと思っています。

いじめ、携帯やスマートフォンの所持についてもそうですが、学校現場で今、課題が多様化しています。昔以上に、トラブルの根源になり得るものがたくさんあります。ただ、いかなる場面においても、学校は子どもと子ども、子どもと先生が触れ合う場であり、人同士が関わる場所ですので、何らかの軋轢や摩擦が起こることはあります。その中で道徳や人権教育の観点から、子どもたちの内面を育成していかねばならないと感じています。

つい先日も、教員、教育委員会、行政の子どもに関わる職員で、様々な意見交換を行う場がありました。その中で、いじめや不登校の問題、または、家庭の中の虐待について協議をしました。先ほど話しましたアンテナを高く張れるような仕組みや、教員のスキル、ノウハウを高めていくようなことを、今後も取り組んでいきたいと考えています。なお、国においても不登校の出席の扱いの方針が変わってくるような情報も入っていますので、子どもをしっかりと捉えるような仕組みを、教育委員会としても考えていきたいと思いません。

阪本委員：青少年育成課です。ふれあい教室、放課後の子ども教室、それから引き込もりに関する相談窓口を実施しております。東小学校の廃校、四條畷小学校への統合について、学校の



新学期が始まる前の、春休みの段階でふれあい教室は、四條畷小学校でスタートします。今年度の夏休みに両方の学校の子どもと一緒に過ごす機会を設けました。現場の職員と見直しをしながら、子どもの過ごし方、保護者のふれあい教室に対する考え方の温度差などについても、情報交換を密にしていきたいと思います。

また、青少年指導員中村さんからのお話がありました田原地区の連絡協議会で、NTTの方に来ていただいてスマートフォンの取り扱いについての研修を夏に行いました。参加している大人はついていけない部分がありながらも、具体的な防止策を教えてほしいという意見がありました。携帯ってこんなことまでできてしまうのだなと知る機会になったと感じています。

ふれあい教室は、家庭的な雰囲気的大事にしています。授業が終わって、緊張がほぐれてふれあい教室で過ごしている時に、子どもの本質が出てきて、学校現場とは違う姿が見られることがあります。子どもが3対1になり、コミュニケーションをしてもらえないような事案がありました。ふれあい教室のスタッフが学校に伝えると、担任の先生がすぐに時間を作ってください、その後の連絡も密にとっていただくことができました。子どもはそれらの報告を確認するようにしていますので、引き続き行いたいと思っています。

また、引きこもりに関する若者の計画を作っています。義務教育卒業後の人が対象ですが、話を聞くと、学校時代のいじめがきっかけで、10年20年30年引きこもっている相談者もいます。さかのぼって解決するわけにはいきませんが、学校現場とも情報の共有を引き続きしていきたいと思います。

会長：ありがとうございました。ただいま様々な角度から、色々な組織、団体さんからのご意見をいただきました。場所によって見方や方法が違うことがよくわかりました。SNSで繋がるのが危険だというご指摘もあれば、位置情報で役に立つというような視点もあり、取り組みも難しいのだろうと感じました。

阪本委員からお話がありました、引きこもりの問題ですが、30代、40代、50代の問題だけではなく、学童期からの問題を引きずっていることもありますので、やはり情報交換を行い、連携を深めていくということが大事だと思われまます。いじめの問題にしても、虐待の問題にしても、警察の方は経験されていると思いますが、虐待とDVの問題は絡まっているケースがあると聞きます。その場合、行政的には取り扱う担当課が違ってくると思います。その連携も大切だと言われています。来年度の通常国会では、その辺りの連携を進めるという国の方針をもっているようですので、地域が繋がりをもつことが、地域共生社会のねらいではないでしょうか。行政的には縦割りになってしまう部分がありますが、特にこの会議は教育委員会と福祉の部門が連携を取っていますので、良い傾向が出てきたかなと感じます。この繋がりをますます高めていくことが大事かなと思います。

たくさんご意見をいただきましたが、他にも何かございましたらご意見をいただきたいと思ひます。

事務局：先ほど、東小学校と四條畷小学校の統合の話が出ていましたが、平成30年度に四條畷中学校と四條畷南中学校が統合になった際に、学校の文化の違い、保護者の考え方の違いがあり、統合するにあたり、保護者同士、子ども同士、また、教員同士の交流をしながら統合しました。ご心配されているように、違う文化の子どもたちが交わりの中で、ハレーション

が起こることは、学校の先生は当然あるものだと受け取っています。四條畷中学校では、ここ2年間は「つなげる」ことを趣旨に、学校の取り組みを行っているところです。昨年度、統合して初めての中学校3年生が卒業した際に、卒業アルバムで南中学校区の生徒が、「畷中に行った時に、最初は不安だったけれども、畷中に来て良かった」という作文をたくさん残してくれたという実績があります。それには先生方をはじめ、地域の方々、保護者の方々の支えがあって、子どもたちの気持ちに結びついたのかなと考えております。

今回、それに倣ってというわけではないですが、やはり東小学校と四條畷小学校については、昨年3月頃から毎月、先生同士が集まり、子どもたちが同じ学年で交流を重ねて、心的な負担や心配事を少しでも減らせるようにと、学校、地域、PTA同士でも規約を改正するなど、詳細な打ち合わせをしている状況です。これだけ準備していても、4月に入って予期せぬことが出てくる可能性はあるかと思いますが、そこについては、丁寧に対応していくことが今後の課題になってくるかと思いますが、現在、そのような取り組みの過程にあるということだけ申し上げておきます。

森田部長：色々な取り組みをお聞かせいただきまして、この会議自体も平成27年度に立ち上げて、いじめ問題について、その防止策の話をしています。いじめは悪いものという教育をして、してはいけないものだと防止のための対策を講じている中で、結果、いじめは減っていません。先ほど、積極的な認知の話の中で件数が増えているとありましたが、数字的なところもあると思いますが、例えば神戸市の小学校で、教師同士でいじめがあったというニュースがありました。会長からお話があったように、子どもの時に何らかの影響があって、そこからずっと大人になってもいじめのようなことをしているのだろうと思います。子どものいじめをなくすということが目標ではなく、結果、子どもの命を守るところまで先を考えると、そこが目標になるのかなと考えています。

警察の船木委員からお話があったように、携帯の有効な活用は否定できないところがあり、ほとんどの子どもが携帯を持っている今の時代に、携帯を活用しないことはもう考えられないところがありますので、なかなか難しいなと思いながら皆さんのお話を聞いていました。

今日、子育て総合支援センターの施設長が所要で欠席していますが、そこの取り組みを1つ、お話させてもらいます。子育て総合支援センターの取り組みとして、レジリエンス（自己回復力）や自己肯定感（自分を大切に思える感覚）、社会的スキル（良い対人関係を作り、保つ力）を育てる「ファンフレンズ」があります。逆境に適応する力・困難を跳ね返す力を育てます。就学前の子どもを対象に始め、現在は小学校3年生までの子どもに拡大してプログラムを実施しています。自分の思ったことを伝えられるようになるという内容ですが、実際そのプログラムを体験した子どもの保護者からアンケートを取ると、子どもが言うことを聞かなくなったという意見がありました。それは、悪いことではなく、子ども自身が思っていることを素直に発することができるようになったのかなと捉えています。

また、保育所、認定こども園における保育の内容として、「プロジェクト型保育」という保育を市で取り組んでいます。その内容は子どもたちが興味を抱いていることから保

育者がトピックスを見つけ出し、みんなで調べたり深めたりして様々な活動に発展させる、主体的・対話的で深い学びを育む保育です。例えば、園庭で遊んでいる時に、水たまりを見つけました。手を入れてみると「あったかい。何でかな。」と言う子がいました。みんなで水たまりの前に集まると、「こっちの水たまりは冷たいよ」と別の水たまりと比べる子が出てきました。保育士は子どもから発信されたことについて、時にはアドバイスをしたりアイデアを出したりしながら見守ります。深さ、水の量、太陽が当たる、当たらないなど、子どもが遊びの中で学んでいく様子を保育士が掴み取ります。効果として、自らが興味、関心をもち、心を動かし、自分で考え、行動できる子どもが育ちます。就学前から土台を作り、小学校に上がったときに、いじめに対しても、自分がどう対処していけば良いかという力をつけていく方向で取り組んでいます。

最終的には、虐待についても、いじめについても、子どもの命を守ることが一番の目標になると考えています。様々な機関で、色々な観点で子どものいじめに対しての取り組みを聞かせていただいて、難しいものだなと改めて感じました。

会 長：ありがとうございました。

上井委員：今の話も受けまして、学校の中での授業のあり方や、それぞれの教科で、それぞれの学年で、子どもたちにどんな力をつけていくのかをより明確にしながら、知識だけを身につけるのではなく、学び方を学ぶ、どういった問題、課題をどう解決をするのか、多様性がある中でその解決方法をどう身につけていくかということが言われています。小学校では来年から学習指導要領が変わります。中学校は、令和3年度から変わりますが、その中でもこれらのことが大きく言われています。そのような国の流れがある中で、道徳科の教科書を見ますと、いじめのことに特化している教科書が多く見受けられます。

もう一つは、先ほどから話が出ておりますスマートフォンやコンピューターなどのプログラミング学習というものが、小学校では始まります。本当に今の小中学生がこの先10年20年後にはどんな社会になっているのか我々も予想できない社会を、今の子どもたちは生き抜いていきます。もちろんいじめのこともそうですし、機械化についても踏まえながら、今の小中学生につけなければいけない力をつけていくような、市として、学校と連携しながら取り組みが進めば良いなと思っています。

最後に、通学路の安全についてお話がありましたが、子どもたちの安心、安全が大前提の話になってくると思います。関西電力さんとの連携の中で「OTTADE!(オッタデ)」というツールを進めていますが、その啓発についても、学校に協力を得ながら保護者に更なる周知をしていきたいと考えています。また、見守り人という仕組みがありまして、地域の皆さんのスマートフォンが子どもたちの基地局になるというような取り組みもあります。子どもたちを地域全体で見守っていただきたいと考えています。何か様子がおかしい子どもやいじめがあるのかなというような見守りもそうですし、登下校の見守りについても、地域全体に広がっていくように取り組まないといけないなと思っています。

会 長：ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

来週から冬休みになりますが、その前に、教育委員会として学校に何か働きかけはありますか。

事務局：長期休業日の前には、各学校に冬休みの過ごし方などについて、北河内7市で共通してい

る指導事項を学校へ送っています。それを基に、小中学校で終業式のときに生活指導や生徒指導の先生が指導しています。また、それぞれの学級でも子どもたちに指導することになると思います。自分の命は自分で守りましょうということが中心になるかと思いますが、長期休業日前には必ずどの学校でも行っている指導だと把握しています。

会 長：ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

中村委員：子どもたちの成長や、教育については、今まではどちらかと言うと、受け身の教育だったと思います。今、大手の企業が副業を勧めています。普通に仕事をしている人が副業はできないと思います。夜に警備員などの仕事をするのかという話になってきますが、やはりそういうことをしなくてもいいような、子どもたちに技術や、商売の仕方のようなものを勉強してもらわないといけないのではないかという気がします。先ほど、応用力のお話がありましたが、今までの日本は、他所の物を応用して、改良して、良い物を作ってきました。これからの日本は、物を与えて何かできるかを考えさせるような、そういう能力を学ばないといけないのではないのでしょうか。そのような教育が必要なのかなと感じます。

会 長：他にはよろしいでしょうか。無いようですので、事務局からお願いします。

事務局：今年度のいじめ問題対策連絡協議会につきましては今回が最後です。なお、いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱期間については、令和3年3月31日までとなっておりますので、来年度もどうぞよろしくお願いいたします。

今回は、子どもたちが夏休みに入る前ということで、7月頃を予定しております。また開催日が近づきましたら、ご案内文書を送付させていただきます。もし、母体委員の異動等により、継続が難しい場合は、お申し出いただきますようお願いいたします。事務局からは以上です。

### 3. 閉会

会 長：これで「四條畷市いじめ問題対策連絡協議会」の議題を終了いたします。

事務局：小寺会長をはじめ、委員の皆様ありがとうございました。これをもちまして、第2回「四條畷市いじめ問題対策連絡協議会」を終わらせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。